

2023年度 競技会の参加にあたって

(一財) 北海道水泳連盟

1 競技者・団体登録について

- (1) (一財) 北海道水泳連盟 (以下、「本連盟」という。) の公式競技会に出場する競技者および団体は、すべて2023年度(公財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了していなければならない。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会及び公認競技会に出場できない。
- (2) 本連盟の加盟団体が主催する公認競技会にあっても同様とする。また、未公認の競技会の参加にあっても、競技者登録を完了していることが望ましい。
- (3) 団体登録をした場合は、練習場所(プール等)所在地の加盟団体(水泳協会)にも登録しなければならない。(加盟団体推薦競技役員等に影響する。)

2 エントリータイムについて

- (1) エントリータイムは、大会毎に設定された「参加標準記録」を突破した記録(同タイムを認める)であることを要し、記録の1/100秒までを対象とする。
- (2) 記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会等で公認された公式記録でなければならない。
- (3) 混合リレーを除くリレー競技の第一泳者及び1500m自由形の800mにおける正式時間を含む。

3 競技者の参加年齢の決定は、各大会において定めのある場合を除き、大会当日(第1日)を基準とする。

4 競技会の申込みについて

- (1) 本連盟の公式・公認競技会の申込みは、Web-SWMSYSを利用しエントリーを行うこと。ただし、要項に特別の定めがある場合はこの限りでない。

(2) 本連盟への申請書類等

ア 参加登録団体

- ① 競技会申込(エントリーTIME)データ一覧表・(リレー※必要により)
- ② 競技会申説明細表
- ③ 申込総括表(申込金の振替払込金受領証のコピーを添付) (様式1)
※様式は2023年度のものを使用すること。本年度以外の物は受け付けない。
※振込名は**チーム名で、入金内容**を記入すること。
- ④ コーチ用ADカード申請書
- ⑤ 申込総括表のコピーは、所属の加盟団体(※上記1(3)記載)に必ず提出すること。

イ 加盟団体 …………… 競技役員推薦書 (別添様式)

- (3) 申込金振込先 銀行名 : ゆうちょ銀行
口座名 : (財)北海道水泳連盟
口座番号 : 02720-9-1911
- (4) 申込場所 〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内
(一財)北海道水泳連盟 競技委員会 宛
- (5) 大会毎に設定された申込締切日を厳守すること。書類の遅着は認めない。
- (6) 申込書類は、配達証明の残る簡易書留や追跡できるレターパック(ライト可)・宅配便等を利用、もしくは本連盟へ直接持参してもよい。普通及び速達郵便は不可とする。
- (7) 一度納めた申込金は、理由の如何にかかわらず返金はしない。
- (8) Web 申込み締切から2~3日後、当連盟ホームページにエントリー情報を掲載するので、事前確認期間中のタイム訂正を認める。ただし、種目変更は認めない。
- (9) エントリー時と異なる団体からの、出場は認めない。ただし、転居等のやむを得ない事情の場合

合は、予め本連盟「情報システム委員会」に申し出ること。

5 招集について

- (1) 競技者は、招集員の点呼を受け、水着の確認を受けなければならない。
- (2) 予め指定された招集時間（一次、二次招集の設けられた大会を含む。）を過ぎた場合は、「棄権」とみなしその競技の出場権を失う。リレー種目は、全員が揃っていないなければならない。
- (3) 出場権を得た補欠者は、必ず招集を受けること。※招集を受けない場合は棄権料の対象となる。

6 ADカードの使用について

競泳・飛込・AS・OWS競技会においては出場選手、監督・コーチ等へADカードを発行する。

- (1) ADカードは、入館時と競技エリアへの入場時および選手招集時に使用する。
- (2) ADカードは、常時携帯すること。ADカードがないと会場への入場や競技に参加できないことがある。
- (3) 参加選手および監督・コーチのADカードは、事前に参加登録団体へ郵送する。
なお、監督・コーチ用ADカードについては、競技会申込書類の「監督・コーチ用ADカード申請書」に氏名を記入すること。ただし、申請する監督・コーチについては日頃より指導に携わっている者（コーチ資格等の有資格者が望ましい。）とする。
- (4) ADカードのフォルダーを各自で準備すること。使用サイズは以下のとおり。
仕様：ネクストラップ付きカードフォルダー（縦型）
サイズ：はがきサイズ（100mm×148mm）用

7 棄権届提出について

予選及びタイムレース決勝競技は、大会当日の最初の競技開始1時間前までに「棄権届」を招集所に提出しなければならない。決勝競技については、その競技開始の1時間前までとする。

8 棄権料について

- (1) 本連盟の公式競技会（中学校・高等学校関係大会を除く。）で、予選競技の結果でB決勝・決勝の出場権を得た競技者またはリレーチームが棄権をする場合は、棄権料を納入しなければならない。補欠者が、出場権を得た場合の棄権も同様とする。
ア 棄権料は、棄権1回につき 3,000円とする。
イ 棄権料は、大会当日、遅滞なく招集所へ納めなければならない
- (2) 補欠者は、決勝競技のみの大会は2名、B決勝・決勝の大会は3名とする。
- (3) 所属する登録団体は、棄権競技者（またはチーム）と連帯して棄権料を支払う義務を負う。
ただし、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合は、これを免除する。

9 上訴審判団の設置について

- (1) 2023年度北海道体育大会第78回北海道選手権水泳競技大会においては、上訴審判団を設置する。
- (2) 抗議は、招集所に備付けの「抗議書」（書式⑩）に必要事項を記入の上、抗議料5,000円を添えて大会本部に提出すること。

10 不行跡行為に対する制裁について

以下の行為については、行為者および所属団体を含め以後の競技会への参加を認めない等の制裁を課すことがある。（本連盟で承認されている公認競技会においては次年からの競技会公認の取り消しも視野に入れる）

- ① 不正な大会エントリー
- ② 故意に競技の進行を妨げる行為
- ③ 競技役員・看護師・救助員等の指示を無視する行為
- ④ 大会の品位を著しく傷つける行為等

11 商業ロゴマーク等の規制について

全ての競技者、監督、コーチ及び役員は、アリーナ内の定められた場所において着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク・メーカーのロゴマークについては、(公財)日本水泳連盟の「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に従わなければならない。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)

12 監督者会議への出席について

監督・コーチは、競技規則、競技会要項を熟知するとともに、競技会前に監督者会議が設定されている場合には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達すること。

13 本連盟の公式競技会・公認競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

14 記録の公認

- (1) 本連盟が公認する記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会で公認された記録(国際大会を含む。)であり、かつ、本連盟及び加盟団体を代表して参加した場合に限られる。
- (2) この要項に記載してある公式競技会の、北海道新記録(タイ記録を含む。)は即日公認とし、公認大会については新記録発生の申請を受理した後、競技委員会の審査を経て公認となる。

15 この要項に記載してある札幌市平岸プールで開催される競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする登録団体は、団体参加費 6,000 円 を納入すること。ただし、参加選手数 5 名以下の登録団体は、3,500 円 とする。

16 派遣役員の資格等について

- (1) 加盟団体は、この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする所属の登録団体がある場合は、有資格の競技役員 1 名を派遣すること。有資格の競技役員を派遣できない場合は、競技会運営負担金として 6,000 円 を納入すること。
- (2) 登録団体は、この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする場合は、有資格の競技役員 1 名を派遣すること。また、参加選手が 30 名以上いる場合は競技役員(資格の有無を問わない) 1 名を追加派遣すること。なお、有資格の競技役員および追加の競技役員を派遣できない場合は、競技会運営負担金として 1 名につき 6,000 円 を納入すること。
- (3) 追加競技役員が無資格の者で研修役員として派遣する場合には、本連盟加盟団体からの推薦を必要とするので、必ず所属の水泳協会へ連絡をすること。
- (4) 2 日間の競技会への派遣は、両日とも競技役員を派遣すること。1 日のみの派遣は負担金を支払うこと。ただし、登録団体の選手が一方の日のみに参加する競技会は、選手が参加する日のみの派遣でもよい。
- (5) 上記(1)、(2)の派遣競技役員が当日欠席の場合は、競技会運営負担金として後日請求する。
- (6) 本連盟の公式競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加を希望する者で所属する登録団体が実業団および北海道外の者は、上記派遣義務を免除する。

17 障害保険について

本連盟の公式競技会に参加する 15 歳以下(中学生以下)の者は、スポーツ障害保険またはそれに準ずる保険に加入していること。

18 保護者の同意について

本連盟の公式競技会(中学校関係大会を除く。)で、中学生以下の出場者は、保護者の同意書を必要とする。同意書は本連盟規定の様式とし、大会当日引率責任者が持参すること。

19 撮影許可（盗撮防止）について

- (1) 競技者を保護するため、許可の無い撮影は携帯電話を含め一切禁止する。（特に選手同士の撮影は厳に禁止する。）
- (2) 撮影許可証は、事前に参加登録団体で一括して本連盟に申請しなければならない。（最大3枚まで。）当日、大会会場での申請は出来ないので、関係者への伝達を徹底すること。
- (3) 競技会場内における、カメラ・ビデオ撮影の厳格な管理の徹底を図るため、会場管理者および所轄の警察署に協力を要請する。
- (4) 撮影中は、常に許可証（シール）を機器もしくは上衣の胸等の見える場所に貼ること。また、フラッシュによる撮影は競技に影響があるため禁止する。
- (5) アリーナ内は、審判長の許可がある場合や報道関係を除き、撮影を禁止する。（監督・コーチが指導のため撮影する場合は必ず審判長の許可を得ること）

20 個人情報及び肖像権の取扱いについて

本連盟の公式競技会・公認競技会における個人情報及び肖像権の取扱いについては、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」（（公財）日本水泳連盟、平成27年4月1日付）を準用します。

21 ゴミおよび忘れ物の取扱いについて

- (1) この要項に記載してある競技会においては、ゴミはすべて持ち帰るものとする。
- (2) 忘れ物については競技終了後に処分いたします。北海道水泳連盟及び大会会場への問合せは受けることができません。